

保険・年金 フォーカス

英国におけるソルベンシー II の レビューを巡る動向(その5) —報告改革に関する協議文書の公表—

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

英国は、2020年2月1日にEUから離脱したが、2020年12月31日までは移行期間としてEU法が適用されてきた。これまでEU加盟国として、EUのソルベンシーII制度下にあった英国であるが、2021年からは、独自の新たな規制を構築していくことが可能になっている。

英国におけるソルベンシーIIのレビューを巡る動向については、これまで、まずは2021年9月の[2回のレポート](#)で、英国がどのような問題意識を有して、どのようなプロセスで、ソルベンシーIIのレビューを進めようとしているのかについて、それまでの過去1年間の動きを追うことで報告した。

その後、2022年2月21日に、財務省(HMT)の経済長官によるスピーチ及び英国政府のHPでの公表により、ソルベンシーII改革のヘッドラインが発表されたことを受けて、これらの動きについて、基礎研レポート「[英国におけるソルベンシーIIのレビューを巡る動向\(その3\) —英国政府が改革のヘッドラインを発表—](#)」(2022.3.8)で報告した。

さらに、この後、財務省は2022年4月28日に、ソルベンシーIIのレビューに関する協議文書(CP)を公表¹した。これを受けて、保険監督官庁であるPRA(健全性規制機構)は同日に、ソルベンシーIIの改革に関する声明を公表²するとともに、論点書(DP)³を公表した。これらに対するコメントの期限は7月21日となっていたが、ABI(英国保険会社協会)は7月21日に回答内容⁴及び提案された改革の独立した分析⁵を公表している。また、PRAのSam Woods長官は、ソルベンシーII改革に関して、7月8日にイングランド銀行のウェビナーでスピーチを行った⁶。

¹ <https://www.gov.uk/government/consultations/solvency-ii-review-consultation>

² <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/april/pras-statement-on-the-review-of-solvency-ii-consultation-published-by-hm-treasury>

³ <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/april/potential-reforms-to-risk-margin-and-matching-adjustment-within-solvency-ii>

⁴ <https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2022/07/solvency-ii-reform-proposals-need-further-work-to-meet-objectives/>

⁵ <https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2022/07/solvency-ii-independent-analysis-of-proposed-reforms>

⁶ <https://www.bankofengland.co.uk/speech/2022/july/sam-woods-speech-given-at-the-bank-of-england-solvency-ii-striki>

基礎研レポート「[英国におけるソルベンシーIIのレビューを巡る動向（その4）－英国政府による協議文書と業界等の反応](#)」（2022.8.19）では、2022年3月のレポート以降の動きとして、これらの英国政府によるソルベンシーIIレビューに関する文書の内容とそれらに対するABIの反応等について、その概要を報告した。

その後、PRAは、2022年11月10日に、ソルベンシーIIの報告改革に関する協議文書（CP）「CP14/22－ソルベンシーIIレビュー：報告フェーズ2」を公表⁷している。

また、財務省は、2022年11月17日に、「ソルベンシーIIのレビュー：協議－対応（Review of Solvency II：Consultation－Response）」ということで、これまでの協議を踏まえてのソルベンシーIIレビューの対応結果を公表している⁸。これを受けて、PRAは、2022年11月18日に、PRAは、フィードバックステートメント（FS）「FS1/22－ソルベンシーII内のリスクマージンとマッチング調整に対する潜在的な改革」を公表⁹している。

今後2回のレポートで、これらの内容について報告する。まずは今回のレポートでは、ソルベンシーIIの報告改革に関する協議文書「CP14/22－ソルベンシーIIレビュー：報告フェーズ2」について、その概要を報告する。

2－ソルベンシーIIの報告改革に関する協議文書の全体像

PRAは、2022年11月10日に、ソルベンシーIIの報告改革に関する協議文書（CP）「CP14/22－ソルベンシーIIレビュー：報告フェーズ2」を公表している。ここではその概要を報告する。

1 | 今回の報告改革の背景と位置付け

2020年6月30日に財務省（HMT）が「ソルベンシーIIレビュー」¹⁰を公表したが、この際に、英国の保険セクターの独自の構造的特徴を適切に反映していることを確認するため、（財務省による）証拠要請が行われた。これは、保険会社の報告要件に何らかの変更を加える必要があるかどうか、及び保険報告の様々な層をどのようにまとめて、より一貫性のある報告フレームワークを作成できるかについてのフィードバックを求めた。

このような背景の中で、PRAは、保険の報告及び開示要件の段階的な見直しを開始した。PRAは、2021年12月17日に政策声明（PS）「PS29/21－ソルベンシーIIレビュー：報告フェーズ1」¹¹を公表し、広く使用されていないテンプレートを削除し、四半期報告免除プログラムをPRAに指定された「カテゴリー3」の英国ソルベンシーII会社¹²にまで拡大して、四半期報告の比例性¹³を高めた。

[ng-the-balance](#)

⁷ <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/november/review-solvency-ii-reporting-phase-2>

⁸ <https://www.gov.uk/government/consultations/solvency-ii-review-consultation>
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1118359/Consultation_Response_-_Review_of_Solvency_II_.pdf

⁹ <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/november/fs1-22-potential-reforms-to-risk-margin-and-matching-adjustment-within-solvency-ii>

¹⁰ <https://questions-statements.parliament.uk/written-statements/detail/2020-06-23/HCWS309>

¹¹ <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2021/july/review-of-solvency-ii-reporting-phase-1>

¹² 「ソルベンシーII会社」は、ソルベンシーIIによって監督される保険会社

この「フェーズ 1」の改革は、2021 年 12 月 31 日に発効し、PRA に報告されるテンプレートの量を、英国のソルベンシー II 会社全体で平均 15% 削減し、中小規模の会社ではさらに大幅に削減したと推定されている。PRA は、その後の段階でさらなる改革が検討されることを示していた。

今回の CP で提案されている報告及び開示の改革案の第 2 段階は、以前のフェーズ I の報告変更に基づいており、英国の保険市場の構成をよりよく反映し、PRA への報告の関連性を高め、健全性目標を推進する際の効率性を高めるための、より包括的な改善を提案している。

なお、財務省によるソルベンシー II のレビューの範囲は、報告よりもはるかに広く、この CP から除外されている改革の他の領域、例えば、マッチング調整とリスクマージン、技術的準備金に関する移行措置、内部モデル、新しい保険会社、第三者の支店、及びグループのソルベンシー資本要件 (SCR)、をカバーしている。PRA は、これらのその他の分野の改革及び報告テンプレートに対する潜在的な技術的変更、及びこれらのトピックに関する開示要件については、後日協議する予定である、としている。また、現在の段階を超えて、ソルベンシー及び財務状況報告書 (SFCR) 及び定期監督報告書 (RSR) の既存の要件を見直し、これらについて適宜協議することも検討している、としている。

2 | 今回の報告改革の目的

この協議文書 (CP) は、PRA の、保険会社に対する現在のソルベンシー II の報告及び開示要件の多くを大幅に合理化し、現在の報告が英国の保険セクターの特徴や PRA の監督上のニーズに合わせて適切に調整されないで行われている少数の領域でのデータ収集を改善するための提案を示している。PRA は、この提案により、会社の継続的な報告コストを削減し、それによって競争力と比例性を改善しながら、法定の目的を引き続き満たすことができると考えている。これらの目的を達成するために、PRA は、ソルベンシー II に基づく会社の監督報告及び開示のための保持されている EU 技術基準を取り消し、保持されている EU 技術基準を修正及び置換する新しい規則を作成することを提案している。

3 | 政策提案の概要

政策提案としては、以下の項目が挙げられている。

- ・多くのソルベンシー II 定量的報告テンプレート (QRTs)、直接関連する開示テンプレート、及び関連する PRA の国家固有テンプレート (NSTs) の報告要件の削除
- ・特定のテンプレートの報告頻度を四半期ごとから半年ごと又は年 1 回に減少
- ・同じ報告トピックをカバーする複数の報告テンプレートを新しいテンプレートに統合
- ・特定の報告及び開示テンプレートに対する報告比例基準の導入及び修正 (臨界値の引き上げ)
- ・既存の報告及び開示テンプレートの修正
- ・新しい報告トピックをカバーする 3 つのテンプレートの導入 (超過資本の形成、サイバー引受けリスク、損害保険債務の分析)
- ・特定の PRA の SS (監督声明)^(注)で設定された期待に対する次の修正
 - ・上記の報告変更案を反映
 - ・SS に含まれる期待の一部を報告指示に移行

¹³ 保険会社の規模やその事業の性質等を反映した取扱い (対象から除外、簡素化等)

- ・英国の EU 離脱後の EU 規定への言及を明確化

(注)具体的には、SS2/19「報告及び開示要件の解釈に対する PRA のアプローチと EU 離脱後の規制取引フォーム」。

4 | 報告改革の必要性

オンショアのソルベンシー II 監督報告体制は、保険会社のリスクプロファイル、資本要件、及び自己資本に関する標準化された、比較可能な、関連性のある情報を提供することにより、ソルベンシー II 会社を監督する PRA の能力の中核要素を形成している。PRA の NSTs とともに、ソルベンシー II 報告要件は、監督者や他のユーザーが使用する、すぐにアクセスできるデータソースを提供している。このデータはまた、イングランド銀行 (The Bank) や金融行為監督機構 (FCA) や国家統計局 (ONS) などの他の政府機関が、業界全体の活動を分析し、保険会社とより広い金融システムとの関係を理解することを可能にする。

しかし、現在の報告制度の要素は、EU 全体の複数の管轄区域にまたがる保険会社の監督をサポートすることや、EU 会社の広範なグループに関連する潜在的なリスクと保険商品の監督を含む、より広範な目的のために設計されている。英国の EU からの離脱を受けて、PRA は、英国の保険セクターの特徴と PRA の目的を反映するために、報告要件を大幅に簡素化し、より適切に調整できると考えている。この CP で設定された提案は、会社が準備し、ユーザーが分析するソルベンシー II 報告をより効率的にすることにより、競争力と比例性を改善しながら、法定の目的を満たす PRA の能力を維持するために作成された。

PRA は、この CP の提案が、会社の安全性と健全性を促進するという主な法定目的を前進させると考えている。これは、活動に関するより関連性が高く洞察に富んだデータの提供、及び英国のソルベンシー II 会社のリスクプロファイルの提供を通じて行われる。これは、報告された情報の有用性を高めて、会社のリスクエクスポージャーをよりよく反映し、PRA が会社をより効率的に監視するために利用できる情報を強化することが期待されている。PRA は、改革が行われない場合、既存のソルベンシー II 報告には、PRA によって広く使用されていない情報が含まれている可能性があり、一部の領域では、報告された既存の情報が監督上のニーズに適切に対応していないと考えている。

PRA は費用便益分析 (CBA) を実施して、CP に設定された変更案の業界レベルでの保険会社の 1 回限りの導入費用と継続的な報告費用の節減を見積もっている。全体として、PRA は、その目的に対する提案の利点及び会社の年間コスト削減は、関連する 1 回限りの実装コストを上回ると考えている。

5 | 協議文書 (CP) の構造

今回の協議文書 (CP) は、以下のように構成されている。

- ・第 2 章は、この CP の対象となる全ての会社について、ソルベンシー II QRTs 及び PRA の NSTs の削除、頻度の変更、又は適用臨界値の変更に関する提案を示している。
- ・第 3 章は、既存のテンプレートの編集や、複数のテンプレートを既存の領域内の新しい報告に統合するなど、既存のソルベンシー II 報告の修正案を示している。
- ・第 4 章は、PRA が新しい報告の収集を提案している分野について説明している。
- ・第 5 章は、この CP の第 2 章から第 4 章で提示された提案の費用と便益の分析について詳しく説明している。

- ・第6章は、このCPの提案を実施するために、ソルベンシーIIの報告と開示に関するPRAルールブックと英国技術基準の変更案を示している。
- ・第7章は、欧州保険年金監督局（EIOPA）タクソノミ2.6の更新に対するPRAのアプローチと、このCPの提案を実施するための銀行の保険タクソノミについて説明している。従って、この章には特定の政策提案は含まれていない。

6 | 今後の予定等

今回のCPについての意見の提出期限は2023年5月8日になっている。

PRAはさらなる変更も計画しているが、これらは、より広範なソルベンシーII協議の一部である他の改革に依存している。2回の変更で会社にかかるのを避けるため、全ての報告改革は2024年12月31日の同じ期限に実施されることが想定されている。

PRAはまた、ソルベンシー及び財務状況報告書（SFCR）と定期監督報告書（RSR）の要件の見直しも検討している。

3—ソルベンシーIIの報告改革に関する協議文書の具体的内容からの抜粋

具体的内容のいくつかを抜粋すると、以下の通りとなっている。併せて、PRAは今回の報告改革に伴う費用便益分析を行っているので、その内容を紹介しておく。

1 | テンプレートの削除

PRAは、監督アプローチにとっての限定的な健全性価値や他の報告テンプレートを使用してそれらの分野での会社のエクスポージャーを監視できるとの考えから、以下のテンプレートの削除を提案している。

- ・S.05.01 業種別の保険料、保険金及び費用
- ・S.07.01 ストラクチャード・プロダクト
- ・S.08.02 デリバティブ取引
- ・S.21.01 損失分配リスクプロファイル
- ・S.21.03 損害保険の引受リスク分布—保険金額別
- ・S.30.01 損害保険及び生命保険契約の任意再保険の基本データ
- ・S.30.02 損害保険及び生命保険契約の任意再保険のシェアデータ
- ・S.31.02 特殊目的ビークル
- ・S.36.03 IGT—内部再保険
- ・NS.05 歳入勘定生命保険（revenue account life）
- ・NS.06 ビジネスモデル分析（生命保険）
- ・NS.12 The Society of Lloyd's のソルベンシー資本要件

2 | 報告頻度の変更

PRAは、既存の四半期ごとの提出期限を維持しながら、特定の四半期ごとの報告の報告頻度を減らすことを提案している。

表1：報告頻度の変更案

テンプレート	企業の会計年度における提案された 単独及び第三国支店の場合の頻度	企業の会計年度における提案 されたグループの場合の頻度
S.06.02 資産のリスト	変更の提案なし	第4Qのみ
S.06.03 集団投資事業 - ルックスルーアプ ローチ	第2Qと第4Qのみ	第4Qのみ
S.12.01.02 生命と医療の SLT 技術的準備金	第2Qと第4Qのみ	非適用
S.17.01.02 損害保険の技術的準備金	第2Qと第4Qのみ	非適用

3 | 報告基準の変更—臨界値の設定等—

表2：報告基準の変更案

テンプレート	既存の臨界値 (N/A は、テンプレートが新 しく、既存の臨界値が ない場合)	提案された臨界値
S.03.01 オフバランス項目 - 損害保険	なし	S. 03. 01 は次のいずれかが総資産の2%を超える場合に報告される。 1. (C0020/R0010)保証/担保/偶発債務の価値—信用状を含む、事業者 によって提供される保証+(C0020/R0300)保証/担保/偶発債務の価値 —差し入れられた担保の合計+(C0010/R0400)最大値—偶発債務の合 計。 2. (C0020/R0030)保証/担保/偶発債務の価値—信用状を含む、事業者 が受け取った保証+(C0020/R0200)保証/担保/偶発債務の価値—保有 する担保の合計。
S. 05. 04 (プレースホル ダー テンプレート コー ド) 国別報告	N/A	本国以外の国は、その国の総収入保険料が1億ポンド未満であり、総収 入保険料の5%未満であり、総最良推定負債が5億ポンド未満である場 合、報告する必要はない。 損害保険の保険種目は、総収入保険料と最良推定負債が合計の5%未満で ある場合、統合され、その他として報告される場合がある。
S. 05. 02 国別の保険料、 請求、及び費用	以下に説明する国別報告 の臨界値が適用されない 場合、つまり本国が総収 入保険料の90%以上を占 める場合、テンプレート は求められない。	本国以外の国は、その国の総収入保険料が1億ポンド未満であり、総収 入保険料の5%未満である場合、報告する必要はない。 提案された同じ臨界値がS. 05. 02 シリーズの開示テンプレートにも適用 される。
S. 11. 01 担保として保有 する資産	なし	テンプレート S. 02. 01 で報告されているように、担保として保持され ている資産の価値が、貸借対照表の合計価値の10%を超えている。
S. 19. 01 損害保険金請求	なし	事業部門別の報告は、自動車賠償責任保険と一般賠償責任保険は別々に 報告し、その他の事業部門は会社の割引前請求総額の最大90%に達する まで個別に報告されるべき、という臨界値の対象となる。
S. 20. 01 発生請求額の分 布の展開	なし	事業部門別の報告は、自動車賠償責任保険と一般賠償責任保険は別々に 報告し、その他の事業部門は会社の割引前請求総額の最大90%に達する まで個別に報告されるべき、という臨界値の対象となる。
S. 30. 07 生命再保険比例 カバー	N/A	保障商品グループが保障商品の総再保険給付の5%未満である場合、テン プレートS. 30. 06に規定されている保障商品グループの報告は不要。 保障商品グループの個々の再保険者の報告は、その再保険者がその商品 グループの再保険の5%未満を代表する場合、必要ない。
S. 35. 01 グループ技術的 準備金への貢献	なし	このテンプレートは、英国外に保険及び再保険の子会社を持つ、英国の 規制対象の保険グループのみが記入する必要がある。
NS. 14 (プレースホル ダー テンプレート コー ド) 過剰資本生成	N/A	直近の報告年に計上された生命保険料 (ユニットリンク保険料を除く) が10億ポンドを超える場合、報告が必要。

4 | 費用便益分析

PRA は、今回の報告改革に伴う報告と開示の費用を以下の通りと推定している。

なお、この CP の提案の実装コストと継続的な維持コストに関する PRA の見積もりは、2022 年 4 月に開始された報告コスト調査に対する会社から提出された回答に基づいている、としている。

表 3: 報告と開示の推定費用

(百万ポンド)	小規模保険会社(a)	大手保険会社(b)	保険グループ	業界レベル
1 社あたりの平均導入コスト (1 回限り)	0.01~0.02	0.6~1.1	0.7~1.3	59~109
運営コストの % としての 平均実装コスト	0.0008%まで	0.001%まで	0.00004% ~ 0.002%	N. A.
平均継続報告コストの削減 (年間)	▲13%			▲23

(a)PRA で指定されたカテゴリー 3 から 5 及びミューチュアルに分類される。(b) PRA で指定されたカテゴリー 1 から 2 に該当する。

これによれば、調査の回答に基づく中央値の会社のコストは、中小会社で約 1 万ポンド、大会社で約 110 万ポンドと推定されている。業界レベルでは、この CP の提案を実施するための 1 回限りの総費用は、5,900 万ポンドから 1 億 900 万ポンドの範囲になる可能性がある。また、この CP の提案が実施されると、業界全体で進行中のソルベンシー II 報告及び開示コンプライアンスコストの中央値が年間約 13%削減される可能性がある。さらに、業界全体の推定コスト削減は、年間約 2,300 万ポンドの中央値に相当し、推定範囲の上限では年間 4,600 万ポンドの潜在的な節約になる可能性がある。

この予想される削減は、この CP で提案されている報告の量のネットでの全体的な削減及び PRA に提出されたコスト調査データの量と質を反映している。なお、この CP の提案に関連するコストと節約の可能性は、会社によって異なっている。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、PRA による、ソルベンシー II の報告改革に関する協議文書「CP14/22—ソルベンシー II レビュー：報告フェーズ 2」について、その概要を報告してきた。

今回の CP に対する正式な意見等については、意見の提出期限である 2023 年 5 月 8 日を待つことになる。ただし、現時点での ABI（英国保険協会）からの反応としては、基本的には報告要件の合理化については歓迎しているものの、一方で改革の内容が十分ではなく、さらなる報告要件と開示の大幅な合理化が行われるべきとの意見を有しているようである。一方で、英国のソルベンシー II 制度が EU のソルベンシー II 制度等から逸脱して、同等性を失わないように留意していくことの重要性も強調しているようである。

次回のレポートでは、財務省による「ソルベンシー II のレビュー：協議一対応」及び PRA によるフィードバックステートメント「FS1/22—ソルベンシー II 内のリスクマージンとマッチング調整に対する潜在的な改革」について、その概要を報告する。

以 上